



# プラスチック製容器包装



## 週1回

### ①収集品目 ☆プラスチック製の容器・包装



★このマークを目印に分別を行いましょ

プラスチック容器

ラップ類

カップ類

ポリ袋

ボトル類

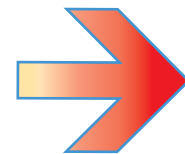
★紙 マークのものは「燃えるごみ」へ

発泡スチロール

### ②出し方



★容器は軽くすすいでください。



★オレンジ色の網袋へ



◎ケチャップ・ハミガキ粉などのチューブ類は、容器を真中で切ると、洗いやすくなります。



### ◎出す時の注意点

汚れがひどいもの!!



★内容物が取れないものはよく洗ってください。  
→それでも取れないものは、「燃えるごみ」へ

袋から出す!!



★レジ袋などから出してください



網袋は持って帰らないで!!

### ◎保管のコツ

プラごみは小さくまとめて!



プラスチック製容器包装は、とてもかさばり、保管が大変です。折りたたんで結んだり、はさみなどで切るとかさばりにくくなり、保管が楽になります。

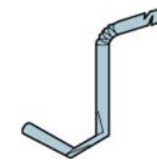


### ③収集できないもの

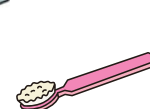
①プラスチック製品



「燃えるごみ」へ



ストロー



歯ブラシ



サインペン類



おもちゃ類

★単なるプラスチック製の商品

※まぎらわしいプラスチック製品 (容器包装ではないもの)



プランター・植木鉢



バケツ



インクカートリッジ

★販売店の回収ボックスもご利用ください



洗面器



タッパー類



PPバンド



CD・DVDケース

②プラ部分がある金属類



「缶・金属類」へ



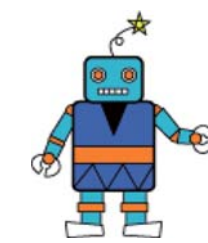
ハサミ



ナイフ・包丁  
※柄がプラ製のもの



ハンガー  
※金属入り



おもちゃ  
※電子部品などが入っているもの



小型家電



ちょこっとコラム!!

◎「プラごみ」とは「プラスチック製容器包装」です。

商品そのものではなく、商品が入っている箱や袋などの「容器包装」は、平成7年当時、家庭から出るごみの約60% (容積比) を占めていました。

平成7年に制定された容器包装リサイクル法では、「容器包装を製造する事業者」などに、リサイクルの体制づくりや費用負担が義務付けられました。

市が分別回収している「プラスチック製容器包装」は、「プラごみ」と言われることがありますが、プラスチック製の「商品」は含まず、プラスチック製の「容器包装」のみとなっています。